

# 新乳価制度について

岡山県畜産コンサルタント 花尾 省治

## 解説その1

『原料乳不足払い』法案、正式には『加工原料乳生産者補給金等暫定措置法』というながながしい名の法案が6月1日、48通常国会幕切れすれすれでめでたく参院を通過成立した。

ふりかえってみると1年あまり前、畜産局に「畜産振興対策室」が設けられ、それから研究討議がもたれ酪農三法の構想がまとまった。一方この法案成立にこぎつけたかげには、当面の畜産局、与野党農林委員、関係生産者団体等の法案通過にかけられた熱情と努力よっての成果であるといえる。

近年、農業人口の他産業への著しい流出がみられるが、農家戸数の減少は殆んどみられず、兼業化の増進が行われている。したがって、自立農家の育成はなかなかの困難さがあるといえる。この背景の中で本県の酪農は順調な伸びを示してきたが、38年を境とし低調ムードとなり、乳牛頭数、牛乳の生産量ともに停滞から減少に変わった。本年1月から3月までの3ヵ月間の牛乳生産は前年同期割合は97.3%と減少しており、飲用向け消費は20.5%と増加、加工向け消費は83.1%と減少している。県外出荷量は漸増、逆に移入量は減少している。

この状態が続くとすれば需給のひっ迫が考えられ、憂うべき事態ともいえる。また酪農自体としてもその経営規模は漸次拡大しつつあるとはいえ、なお、一般に零細であり（零細酪農の脱落あり）飼料の自給度も低く全体として生産性、収益性は低い状態にあるといえるし、経営の弱点があるともいえる。

## 新乳価制度誕生

さて新乳価制度の実現は、現下の酪農不安ムードの中にあつての光明であるといえることができる。これによって、革新的体制が整い、酪農をして主業的、多頭経営となさなければならぬ。これら等の諸情勢にかんがみ、

(1) 今後とも増大が予想される需要に対応して、

可能な限り生乳の国内自給を図るよう生産の安定的拡大に努めること。

(2) 乳牛飼養規模の拡大等を通じて、酪農経営の生産性の向上を促進すること。

(3) 牛乳製品の需給の安定並びにその処理、加工、流通を通ずる合理化を推進すること。

を政策の基本方針としておる。またこれの実現に当っては、需要の急速な増大が予測され、同時に、生産者にとっても相対的に有利な飲用乳の比率を高めるよう配慮していくものと考えておる。

以上の基本方針を具体化するため施策の一環として、生乳生産者に対する加工原料乳についての補給金の交付の措置、主要な乳製品について畜産振興事業団が行う一元的輸入による需給の措置ならびに同事業団が行う乳製品の買入、売渡しに関する業務を改善整備するための措置を暫定的に講ずることとし、本法案がつくられている。

今後、酪農経営の安定向上および牛乳乳製品の需給の安定を図るためには、価格安定制度の改善強化が緊要であり、とくに加工原料乳について乳製品の国内価格が国際価格に比べて一般に割高であるし、原料乳に支払いうる乳価は、その再生産を確保することが困難であることから考えて、財政上の援助が必要である。加工原料乳生産地帯は、今後酪農を基幹作目とする地帯である。今後急速な需要の増大が予測される飲用乳の将来における供給源として期待される地帯でもある。

以上のことから現在その乳価形成が不明確な生乳取引を用途別価格取引に改め、加工原料乳につき生乳生産者に対し補給金の交付を行うことになっている。実施方法としては、畜産振興事業団が、知事の指定を受けた生乳生産団体に、生産者から委託を受けて販売した加工原料乳の数量に応じて補給金を交付し、その生産者団体は、生乳販売代金に交付された補給金を加算して、生産者にその生乳委託販売数量に応じて支払うことになっている。

補給金は、主要加工原料乳地帯の生乳の再生産を確保することを旨とし定められる保証価格と、乳製

# 岡山畜産便り 1965.07

品の実勢価格を基準として定められる加工原料の基準取引価格との差額としている。次に加工原料に対する補給金制度および乳製品の価格安定制度の適正運営のため、畜産振興事業団が主要な乳製品の輸入を一元的に行い、乳製品の需給および価格の安定を図ることにしておる。第3は、右制度に関連し乳製品の消費の安定のため畜産振興事業団が行う乳製品の買入れ、売渡しについての特別措置を定めている。

以上があらましであるが、本法の問題の点というか焦点は、法律施行のための政省令がどのような内容に定められるかである。国会審議の際、明かにされた問題は、

- (1) 保証乳価の算定方式
  - (2) 基準乳価と安定指標価格算定方式
  - (3) 指定生乳生産者団体の条件
  - (4) 用途別取引と乳価プール
  - (5) 乳製品の一元輸入等
- である。

### いかなる団体を指定するか

#### ①一県一生産者団体

不足払い制度が現実スタートするのは昭和41年4月1日からであるが、それ以前に不足払いする体制の整備すなわち各県は指定生乳生産者団体というものを整備しておかなければならない。指定を受けようとする生産者団体の申請によって知事が指定を行うことになっており、一県一生産者団体の指定が原則となっている。この取扱う機関が重要となってくる。

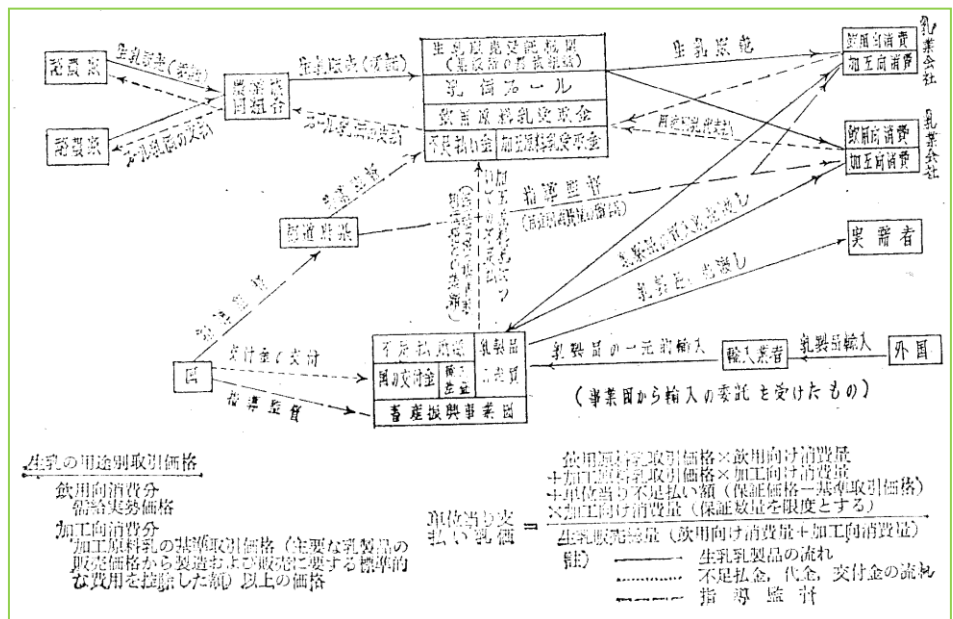
#### ②指定基準

申請者が生乳受託販売として取扱う数量が、農林省で定める相当割合を（50%以上）占めているか、占める見込みが確実であること。

- 農協法に基づかない団体（任意組合）は指定できない。
- 集乳比率が相当の割合を占めていない生乳生産者団体は指定生産者団体（農協または連合会）に加入する。

生産者団体の指定は原則として県単位で行う。これは乳価の形成がおおむね同一水準にある県単位で

行うことが、現状に即してもっとも適切だと考えているからである、そうしないと酪農相互間の公平を確保していくことがむづかしいのでなかろうかという事で県単位としている。乳価のプールを行うには、その生乳流通の観点からみた経済的な諸条件というものが、ほぼ均一であることが必要である、という観点から県を単位とするプール地域というものを考える。したがって、そこではプールを行う生産者団体を原則として1本に考える。



### 2 乳価プールの方法

県によってそれぞれの市場の形成というもの異なっており、この制度が円滑に運営されるということのために県内にプールすべきゾーンをきめたほうがよいということ、生乳生産者団体が自立的に定める場合には、そういうゾーンのきめ方がこの法律の本質に照らして合理的であり、不足払い制度の趣旨を生かし得るものであるという場合には、それを排除するとか、拒否するということになると思うので、その点行政上の姿勢としても弾力的にやってしるべきだと考えられている。前記のように従来生乳取引は混合乳価であったが、市乳原料乳と加工原料乳に用途別の価格による取引に改める補給金は、主要加工原料乳地域の生乳の再生産を確保するものという考えである。県外移出の生乳については県がこれを加工向けか、市乳向けであるかをつきとめることになっている。

## 岡山畜産便り 1965.07

仮定の数字の計算であるが、7割が市乳に向けられ、3割が加工用に向けられる地域について、7割はかりに1升(1,875kg) 80円で売れるとする。加工用の基準取引価格は60円である。保証価格が65円だということから、5円の不足払いが3割について交付されるということで計算すると、それをプールすると1升当たりの価格は75円50銭という数字になる。一方7割が加工向けで、3割が市乳向けであるという場合の計算を同じ前提に立って計算すると、69円50銭という金額になるわけである。

一県一県を単位として価格プールを行うという指定生乳生産者団体を置くことにしておるので、不足払いを受ける加工原料乳の数量を策定すれば、それに基づいた生産者補給交付金を交付することにより、その指定生乳生産者団体の県内における価格は、すべて不足払い金額を含めてプールをした上で、農家に販売代金の支払いを行うことになる。

全生産量の7割が加工原料乳の地帯、その反対に7割が市乳原料の地帯では、残3割が残乳処理という形で季節的の増減はあるとしても、これが加工原料乳として処理される。7割加工原料乳をもつ地帯も、2～3割しか加工原料乳をもっておらぬところも、それは同様に対象となるのである。(つづく)

(酪農会議、酪農経済通信参考とし抜記)